

◎佐賀県条例第20号

佐賀県海岸占用料等徴収条例等の一部を改正する条例

(佐賀県海岸占用料等徴収条例の一部改正)

第1条 佐賀県海岸占用料等徴収条例（平成12年佐賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表第1（第2条関係） 占用料				別表第1（第2条関係） 占用料			
区分		単位	単価	区分		単位	単価
略				略			
暗きょ、円管及び 線類	外径又は外辺が 0.3メートル以上 のもの	1メートルに つき1年	<u>90円</u>	暗きょ、円管及び 線類	外径又は外辺が 0.3メートル以上 のもの	1メートルに つき1年	<u>100円</u>
	外径又は外辺が 0.3メートル未満 のもの		<u>50円</u>		外径又は外辺が 0.3メートル未満 のもの		<u>60円</u>
略				略			
略		1平方メート ルにつき1年	略	略		1平方メート ルにつき1年	略
採草及び牧草用地、ゴルフ場等			<u>7円</u>	採草及び牧草用地、ゴルフ場等			<u>8円</u>
略			略	略			略
備考 略				備考 略			

(佐賀県流水占用料等徴収条例の一部改正)

第2条 佐賀県流水占用料等徴収条例（平成12年佐賀県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表第3（第2条関係） 土地占用料				別表第3（第2条関係） 土地占用料			
区分		単位	単価	区分		単位	単価
略				略			
暗きょ、円管及び 線類	外径又は外辺が 0.3メートル以上 のもの	1メートルに つき1年	<u>90円</u>	暗きょ、円管及び 線類	外径又は外辺が 0.3メートル以上 のもの	1メートルに つき1年	<u>100円</u>
	外径又は外辺が 0.3メートル未満 のもの		<u>50円</u>		外径又は外辺が 0.3メートル未満 のもの		<u>60円</u>
略				略			
略		1平方メート ルにつき1年	略	略		1平方メート ルにつき1年	略
採草及び牧草用地、ゴルフ場等			<u>7円</u>	採草及び牧草用地、ゴルフ場等			<u>8円</u>
略			略	略			略
備考 略				備考 略			

（佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例の一部改正）

第3条 佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例（平成13年佐賀県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表第2（第3条関係） 占用料				別表第2（第3条関係） 占用料			
区分		単位	単価	区分		単位	単価
暗きょ、円管及び	外径又は外辺が	1メートルに	<u>80円</u>	暗きょ、円管及び	外径又は外辺が	1メートルに	<u>90円</u>

改正前				改正後			
線類	0.3メートル以上 のもの	つき1年		線類	0.3メートル以上 のもの	つき1年	
	略		略		略		略
略				略			
備考 略				備考 略			

(佐賀県砂防法施行条例の一部改正)

第4条 佐賀県砂防法施行条例（平成15年佐賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表第1（第6条関係） 占用料				別表第1（第6条関係） 占用料			
区分		単位	単価	区分		単位	単価
略				略			
暗きょ、円管及び 線類	外径又は外辺が 0.3メートル以上 のもの	1メートルに つき1年	<u>90円</u>	暗きょ、円管及び 線類	外径又は外辺が 0.3メートル以上 のもの	1メートルに つき1年	<u>100円</u>
	外径又は外辺が 0.3メートル未満 のもの		<u>50円</u>		外径又は外辺が 0.3メートル未満 のもの		<u>60円</u>
略				略			
略		1平方メー トルにつき1年	略	略		1平方メー トルにつき1年	略
採草及び牧草用地、ゴルフ場等			<u>7円</u>	採草及び牧草用地、ゴルフ場等			<u>8円</u>
略			略	略			略

改正前	改正後
備考 略	備考 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐賀県海岸占用料等徴収条例、佐賀県流水占用料等徴収条例、佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例及び佐賀県砂防
法施行条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の許可に係る占用料又は土地占用料（以下「占用料等」という。）及
び施行日前の許可で当該許可に係る占用の開始の日が施行日以後であるものに係る占用料等について適用し、施行日前の許可で当該許可に係る
占用の開始の日が施行日前であるものに係る占用料等については、なお従前の例による。